



令和元年 6 月 10 日

～障がい者・高齢者の権利をまもる～
「伊勢市成年後見サポートセンター きぼう」を開所します

市では、障がいや高齢などにより判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的に、「伊勢市成年後見サポートセンター きぼう」を、福祉健康センター内に 7 月 1 日に開所します。

同センターは、社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会に業務の委託を行い、社会福祉士の資格を持つセンター長と相談支援員を配置し、成年後見制度についての相談、申し立ての支援、また、既に制度を利用している人や後見人等からの相談に対応し、専門機関との連携を図ります。

さらに、成年後見制度についての理解を進めるために、周知・啓発を行っていきます。

◆◆サポートセンターの活動内容（伊勢市社会福祉協議会へ委託）◆◆

- (1) 成年後見制度の利用についての相談に対応します。
- (2) 成年後見制度の申し立ての支援や専門機関との連携を行います。
- (3) 既に活動している成年後見人等からの相談に応じます。
- (4) 成年後見制度に関する広報・啓発などを行います。



◆◆センターの概要◆◆

開設日 令和元年 7 月 1 日
 開所日時 月～金曜日、8 時 30 分～17 時 15 分（祝日・年末年始を除く）
 場所 福祉健康センター・1 階（八日市場町 13 番地 1）
 連絡先 電話 0596-21-1122 FAX 0596-27-2415
 E-mail : ise-kouken@mie.email.ne.jp
 委託先 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会〔委託元：伊勢市〕



成年後見制度 認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が不十分な人が経済的不利益や生活上の不自由さを解消するため、成年後見人等（支援する人）により法律行為を支援する制度。

法定後見制度			任意後見制度
判断能力の不十分な人においては、その程度により 3 つに区分されます。			判断能力がある人が判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。
【後見】 常に判断能力が欠けている	【保佐】 判断能力が著しく不十分	【補助】 判断能力が不十分	判断能力はある
↓	↓	↓	↓
成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人